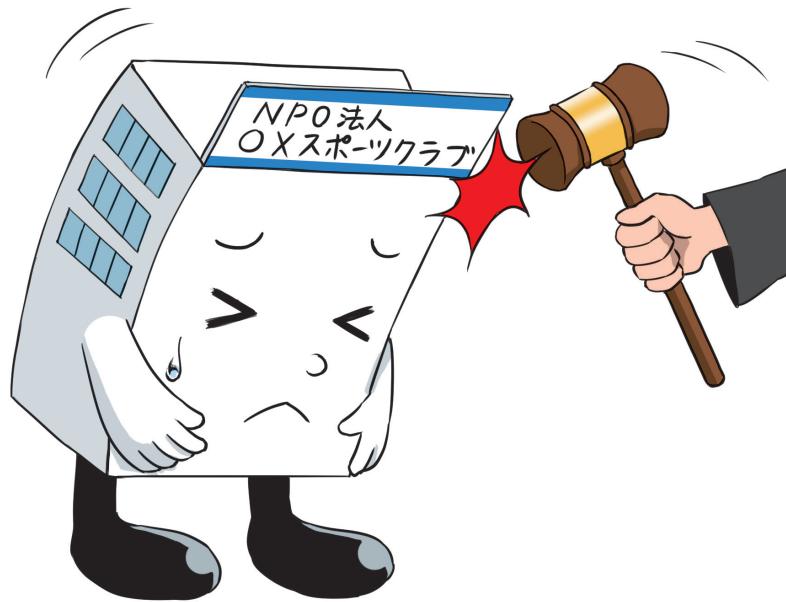


# 社会教育活動を行う法人のための賠償責任保険 スポーツ・文化法人責任保険<sup>※</sup> のあらまし

 公益財団法人 スポーツ安全協会

スポーツ活動、文化活動、地域活動、ボランティア活動、学童保育等の**社会教育活動**の遂行によって生じた対人・対物事故等により、**法人**が法律上の損害賠償責任を負うことによって被った損害を補償する保険です。



## 保険期間

令和3年4月1日午前0時から令和4年3月31日午後12時まで

※4月1日以降に加入依頼を行う場合には、補償開始日が異なります。(P.5参照)

## 加入依頼受付期間

令和3年3月1日から令和4年2月28日まで

## CONTENTS

■はじめに	1	V 加入依頼受付期間	5
I スポーツ・文化法人責任保険の仕組み	2	VI 掛金に関する事項	5
II ご加入いただける法人	2	VII 加入依頼手続きの方法	6
III 補償の内容	3	VIII 事故が発生したときには	7
IV 補償期間	5	各種お問合せ先	7

## はじめに

総合型地域スポーツクラブのNPO法人化など、近年、社会教育活動の運営を法人が担うケースが増加しています。

法人が社会教育活動を行う場合、その活動中に発生した事故により、突然高額な損害賠償責任を負う可能性があります。そのような賠償事故に備えるための保険制度が「**スポーツ・文化法人責任保険**」です。

公益財団法人スポーツ安全協会がとりまとめを行う保険制度として、団体活動中の事故に備えるための「**スポーツ安全保険**」がありますが、これは社会教育活動を行う団体の構成員個人を被保険者（補償を受けることができる方）としているため、法人が負った損害賠償責任は補償の対象外となっています。

社会教育活動を取り巻くリスクを幅広く補償するために「**スポーツ安全保険**」と併せ、是非**「スポーツ・文化法人責任保険」**へのご加入をご検討ください。

※この保険は社会教育活動を行う法人（P.2「Ⅱご加入いただけする法人」の条件を満たす法人）を被保険者とし、（公財）スポーツ安全協会がとりまとめ機関・契約者となり、東京海上日動火災保険（株）を幹事会社とする引受損害保険会社8社（P.7参照）との間で契約を行う補償制度です。

### 参考 「スポーツ安全保険」と「スポーツ・文化法人責任保険」の違い

	スポーツ安全保険	スポーツ・文化法人責任保険	
ご加入の単位	社会教育活動を行う4名以上の団体	社会教育活動を実施する法人	
被保険者 (補償を受けることができる方)	スポーツ安全保険にご加入の 団体の構成員個人 (団体員名簿に記載の参加者、指導者等)	スポーツ・文化法人責任保険に ご加入の法人	
補償範囲	団体の管理下における団体活動中 および往復中の事故	法人が行う社会教育活動の 遂行に起因して発生した事故	
傷害保険	団体の構成員、法人が行う 社会教育活動に参加する方 の傷害	○ (傷害保険が付帯しています)	✗ (傷害保険は付帯していません。)
賠償責任保険	団体の構成員・法人が行う 社会教育活動に参加する方 個人が負う法律上の 損害賠償責任	○	✗
	法人が負う法律上の 損害賠償責任	✗	○

※上表のとおり、「**スポーツ安全保険**」と「**スポーツ・文化法人責任保険**」はそれぞれ補償内容が異なります。両方にご加入をいただくことで、社会教育活動に伴うリスクに対し、より広く補償を受けることができます。

※「**スポーツ・文化法人責任保険**」へのご加入に際し「**スポーツ安全保険**」へのご加入は必須ではありません。

※本書は「**スポーツ・文化法人責任保険**」の概要をご説明するものです。「**スポーツ安全保険**」の詳細については「**スポーツ安全保険**のあらまし」をご覧ください。

# スポーツ・文化法人責任保険とは？

## I スポーツ・文化法人責任保険の仕組み

「スポーツ・文化法人責任保険」は、加入依頼を行った**法人を被保険者**▶1として「被保険者が日本国内において行う**社会教育活動**▶2」および「それを行うために被保険者が所有、使用または管理する動産」に起因して生じた**事故**▶3について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る**損害**▶4に対して保険金をお支払いする保険です。

## II ご加入いただける法人

以下の2つの条件を満たす「VI掛金に関する事項」に掲載の売上高が**50億円以下**の法人がご加入いただけます。

### 加入条件1 以下のいずれかの法人であること

- ①株式会社 ②有限会社 ③合名会社 ④合資会社 ⑤合同会社 ⑥公益財団法人・一般財団法人
- ⑦公益社団法人・一般社団法人 ⑧特定非営利活動法人(NPO法人) ⑨社会福祉法人

### 加入条件2 以下のいずれかの活動形態を持つ法人であること

※複数の事業を行う法人の場合、以下のいずれかの活動形態があればご加入いただけます。ただし、社会教育活動に起因した損害のみが補償対象となります。

#### ●加入対象となるスポーツ関係法人（危険度の高いスポーツ活動▶5に関する事業を除きます。）

##### 総合型地域スポーツクラブ

特定の施設を中心にスポーツ活動の場を提供する団体のうち、以下のいずれかの特徴を持った地域住民により自主的・主体的に運営される団体  
①子どもから高齢者まで（多世代）  
②様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）  
③初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）

##### 会員制スポーツクラブ

主に特定の会員に対し、特定の施設を中心にスポーツ活動の場を提供する団体

##### 体育・スポーツ協会

都道府県、市区町村単位で組織された体育・スポーツ協会

##### 競技団体

スポーツの振興のため特定種目の競技の実施、競技会の開催等を実施する団体

##### その他スポーツ振興団体

スポーツ振興のため特定種目を持つ持たざるにかかわらず、競技の実施、競技会の開催、スポーツ活動に対する助成・情報提供・ボランティア支援などを実施する団体

#### ●加入対象となる文化／芸術関係法人

##### 文化／芸術振興・支援団体

文化・芸術振興のために、振興する特定領域を持つ持たざるにかかわらず、文化・芸術活動の実施、文化・芸術イベントの開催、文化・芸術活動に対しての助成・情報提供・ボランティア支援などを実施する団体

##### カルチャーセンター

生涯教育施設等で各種の文化・教養講座を実施する団体

#### ●加入対象となるボランティア等関係法人

##### 市民活動支援センター、まちづくり支援団体

各種市民活動を支援、実施する団体

##### 災害支援団体

災害発生時に、物資提供、人材派遣等のボランティア活動を支援、実施する団体

##### 環境支援団体

清掃、緑化活動等のボランティア活動を支援、実施する団体

##### 福祉支援団体（医療を除く。）

介護、健康維持等の福祉を目的としたボランティア活動を支援、実施する団体

##### 教育支援団体

各種体験活動や学習活動を支援、実施する団体

#### ▶用語解説

- ▶1 **被保険者** 当保険において補償を受けることができる法人をいいます。
- ▶2 **社会教育活動** 「IIご加入いただける法人」の「加入条件2」に掲載の活動の他、青少年、成人等に対して行われる組織的な教育活動をいいます。（学校教育を除きます。）
- ▶3 **事故** 対人・対物事故をいい、具体的には他人の身体または生命を害したことを【対人事故】、他人の財物を損壊（滅失、破損または汚損）したことを【対物事故】といいます。
- ▶4 **損害** 損害賠償金の支払いや訴訟・調停・示談などにおける弁護士費用等の費用の支出をいいます。
- ▶5 **危険度の高いスポーツ活動** 山岳登攀（冬山登山、岩登り、沢登り、フリークライミングなど特殊な技術と経験を要するもの）、アメリカンフットボール、ボブスレー、リュージュ、スケルトン、スカイダイビング、航空機（グライダーおよび飛行船を除く。）の操縦、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機を除く。）・ハンググライダー・ジャイロプレーンの搭乗、その他これらに類するスポーツ活動をいいます。

### III 補償の内容

#### 1. 保険金をお支払いする場合

- ① 被保険者<sup>▶1</sup>が日本国内において行う社会教育活動<sup>▶2</sup>
  - ② 上記①を行うために被保険者が所有、使用または管理する動産
- に起因して補償期間中（P.5 IV 補償期間をご覧ください。）に日本国内で発生した事故<sup>▶3</sup>について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担した場合に保険金をお支払いします。

対象となる事故の例



被保険者が運営する競技大会での落雷事故により、参加者が傷害を負い、雷鳴を認識しながら大会を中断しなかったとして被保険者が損害賠償責任を負う場合

#### 2. 支払限度額および免責金額

- 1事故に対し、次の金額を限度にお支払いします。  
なお、対人賠償、対物賠償それぞれ1事故に対し、免責金額<sup>▶6</sup>は3万円となります。

対人賠償、対物賠償合算：1事故 **5億円**  
ただし、対人賠償は 1人 **1億円**

#### 3. お支払対象となる損害<sup>▶4</sup>および保険金のお支払方法

お支払対象となる損害	保険金のお支払方法
<p><b>法律上の損害賠償金</b> 法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う治療費や修理費等の損害賠償金 法律上の損害賠償金は、賠償責任の承認または賠償金額の決定前に東京海上日動の同意が必要となります。</p> <p><b>その他費用</b></p> <p>①<b>争訟費用</b> 損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が東京海上日動の書面による同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用（訴訟に限らず、調停・示談なども含みます。）</p> <p>②<b>損害防止軽減費用</b> 事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために東京海上日動の書面による同意を得て支出した費用</p> <p>③<b>緊急措置費用</b> 事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に損害賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または東京海上日動の書面による同意を得て支出したその他の費用</p> <p>④<b>協力費用</b> 被保険者が東京海上日動の求めに応じて協力するために支出した費用</p>	<p>法律上の損害賠償金から免責金額3万円を差し引いた額に対して、支払限度額の範囲で保険金をお支払いします。</p> $\text{お支払いする保険金} = \boxed{\text{法律上の損害賠償金}} - \boxed{\text{免責金額}} \quad \boxed{3万円}$
<p><b>原則として</b>これらの費用の全額がお支払対象となります。（支払限度額は適用されません。）</p> <p>ただし、「法律上の損害賠償金」が支払限度額を上回る場合は、「①争訟費用」は下記の式に従ってお支払いします。</p> $\text{お支払いする保険金} = \boxed{\text{①争訟費用}} \times \frac{\boxed{\text{支払限度額}}}{\boxed{\text{法律上の損害賠償金}}}$	

#### 他の保険契約等がある場合の取扱い

この保険契約と重複する保険契約や共済契約が他にある場合には、次のとおりとなります。  
他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合は、他の保険契約等とは関係なく、上記の補償内容に基づいて保険金が支払われます。  
他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合は、既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を損害額から差し引いた残額に対し、上記の補償内容に基づいて保険金が支払われます。

#### ▶用語解説

- ▶6 免責金額 お支払いする保険金の計算にあたって、保険金のお支払対象となる損害の額から差し引かれる金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

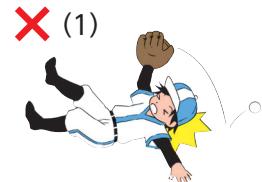
## 4. 保険金をお支払いできない主な場合

次の事由により生じた損害等については、保険金をお支払いできません。

### (1) 法律上の損害賠償責任が被保険者がない場合

被保険者に注意義務または回避義務が発生しない事故や、被保険者が予見することができない事故については、被保険者は法律上の損害賠償責任を負わないものと考えられます。

**スポーツ活動中などの場合、スポーツそのものが多少の危険を伴っており、たとえルールを守っていても不可避的に起こってしまう事故もあります。このような事故については、多くの場合、活動の運営を行う被保険者には、法律上の損害賠償責任が生じないものと考えられます。**



(例) 被保険者が主催する野球大会中、ボールを取り損ねた選手がケガをした。

### (2) 社会教育活動以外の事業の遂行に起因した損害

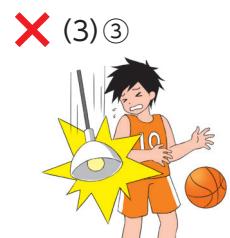
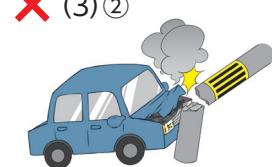
被保険者が社会教育活動以外の事業も実施している場合には、当該事業で発生した損害は補償の対象となりません。

(例) 学童保育事業と病院経営を行う社会福祉法人の場合、学童保育事業の遂行に起因する損害に対しては保険金をお支払いしますが、病院経営に起因する損害に対しては保険金をお支払いできません。



### (3) 次にあげる事由により生じた損害

- ① 被保険者の故意
- ② **自動車** (自動二輪車、原動機付自転車を含みます。)、航空機 (グライダー、飛行船、モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機、パラプレーン等の超軽量動力機を含みます。)、船舶 (人 力または風力を原動力とするものを除きます。) の所有、使用または管理
- ③ 被保険者が所有、使用、または管理する不動産もしくはその従物たる動産  
**注意** 施設の所有や管理を行っている法人は特にご注意ください。既に損害保険会社との間で施設賠償責任保険を契約している場合には、その保険契約にて「スポーツ・文化法人責任保険」が補償する業務遂行リスクが補償されている可能性があります。ご加入に際し十分お調べください。
- ④ 販売した商品、提供した飲食物を原因とする食中毒その他の事故  
**注意** おやつの提供を行う学童保育や、炊出しを行う災害支援の運営を行う法人は特にご注意ください。
- ⑤ 学校または保育所の管理下における活動に起因する損害
- ⑥ 危険度の高いスポーツの運営、指導、監督または引率
- ⑦ 社会教育活動終了後に、その業務の結果に起因して発生した事故
- ⑧ 給排水管、暖冷房装置等からの蒸気または水やスプリンクラーからの内容物の漏出・いっ水
- ⑨ 建物外部から内部への雨・雪等の浸入または吹込み
- ⑩ 石綿 (アスベスト)、石綿の代替物質等の発ガン性その他の有害な特性に起因する事故
- ⑪ 医療行為等法令により特定の有資格者以外行うことが禁じられている行為
- ⑫ 汚染物質の排出・流出・いっ出・漏出・放出 (ただし、突発的な事故を原因として不測かつ急激に発生したもので、所定の期間内に発見され、通知されたものは、お支払いの対象となります。) または廃棄物の不法投棄・不適正な処理
- ⑬ 戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議、地震、噴火、洪水、津波、高潮
- ⑭ 他人との特別の約定によって加重された賠償責任
- ⑮ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物の正当な権利者に対して負担する賠償責任 (ただし、被保険者が練習・合宿等の目的で一時的に使用または管理する宿泊設備・体育施設等およびその従物たる畳または建具等の動産を含まないものとします。)
- ⑯ 被保険者の使用人が、業務中に被った身体の障害
- ⑰ 狩猟
- ⑱ 排水または排気 (煙を含みます。)
- ⑲ 日本国外で行う社会教育活動
- ⑳ 補償期間外に発生した事故



など

## スポーツ・文化法人責任保険とは？

### IV 補償期間

加入手続日▶7が令和3年3月31日以前の場合  
令和3年4月1日午前0時から

加入手続日が令和3年4月1日以降の場合  
加入手続日の翌日午前0時から

令和4年3月31日  
午後12時まで

### V 加入依頼受付期間

令和3年3月1日から

令和4年2月28日までの間、  
インターネット上で加入依頼を受付けます。

令和4年3月1日以降は令和3年度の「スポーツ・文化法人責任保険」への加入依頼手続きは行えません。

### VI 掛金に関する事項

簡単手続き 行事の参加人数や参加者名簿の提出は不要です。

#### 1. 掛金の算出方法

掛金は、法人の**把握可能な最近の決算**▶8における全事業合算の売上高により算出します。

なお、売上高とは決算書類の以下箇所をいいます。

法人種別	決算書類等の名称	該当箇所
株式会社	損益計算書	売上高 (注意事項④参照)
有限会社		
合名会社		
合資会社		
合同会社		
公益財団法人	正味財産増減計算書	経常収益計
一般財団法人		
公益社団法人		
一般社団法人		
特定非営利活動法人 (NPO法人)	活動計算書	経常収益計
	収支計算書	経常収入合計
社会福祉法人	資金収支計算書	事業(経常) 活動収入計

\*作成している決算書類の態様により、該当書類、該当箇所が不明な場合にはスポーツ安全協会（P.7）までご照会ください。

#### 注意事項

- 掛金は予算ではなく決算に基づいて算出します。設立後間もなく、決算期を迎えていない法人の場合にはスポーツ安全協会（P.7）までご相談ください。
- 加入手続きの際には、全事業合算の売上高をご申告ください。当保険の対象とならない社会教育活動▶2以外の事業や、補償が必要でないと法人が考える事業の売上高を、**掛金の算出根拠となる売上高より控除することはできません**。
- 加入手続日が4月1日以降となる場合には、補償期間が1年末満となります。年間決算の売上高により掛金を算出します。月割り、日割りでの掛金算出は行いません。**また、中途脱退の場合でも、掛金の返戻は行いません**。
- 社会教育活動を実施するために補助金等の交付を受けている場合で、これらが売上高に計上されていない場合は、補助金等を加算した額を売上高としてご申告ください。
- 掛金は法人の利益（売上高等の収入から経費等の支出を差し引いたもの）ではなく売上高により算出します。
- 加入依頼時には決算書類のご提出は不要ですが、**加入依頼時のご申告売上高が正しかったことを確認するため、保険金請求時にご提出いただくことがあります**。

#### 2. 掛金

売上高に応じ、以下のとおりとなります。

売上高	掛金
3,000万円未満	21,000円
3,000万円以上 1億円未満	35,000円
1億円以上 2億円未満	70,000円
2億円以上 3億円未満	105,000円
3億円以上 5億円未満	140,000円
5億円以上 10億円未満	175,000円
10億円以上 30億円未満	280,000円
30億円以上 50億円以下	350,000円



#### ▶用語解説

- ▶7 **加入手続日** 「スポーツ・文化法人責任保険加入依頼システム」を通して加入依頼手続きを行ったうえで、掛金の払込みを行った日をいいます。
- ▶8 **把握可能な最近の決算** 加入依頼手続きを行う時点で正式に確定している1年間の決算をいいます。令和3年度の「スポーツ・文化法人責任保険」にご加入頂く時点で、令和2年度の決算が正式に確定していない場合には、令和元年度決算が該当します。

# 加入をするには？

## VII 加入依頼手続きの方法

「スポーツ・文化法人責任保険」はインターネット上の「スポーツ・文化法人責任保険加入依頼システム」で加入依頼を受付けています。

以下の手順でお手続きください。

※申請書類を利用しての加入依頼は受付けておりません。

### 1. 「スポーツ・文化法人責任保険加入依頼システム」への接続

スポーツ安全協会のホームページ上の「スポーツ・文化法人責任保険」へのリンクより接続してください。

### 2. 法人IDの取得（初回のみ）

インターネット上で「スポーツ・文化法人責任保険加入依頼システム」を利用するための会員登録を行い、法人IDの発行を受けてください。（初回のみ）

※「スポ安ねっと」（スポーツ安全保険インターネット加入依頼システム）の会員IDとは別となります。

※過去の年度に当保険に加入されている法人は、改めて会員登録をいただく必要はありません。既に発行されている法人IDをご利用ください。

### 3. 加入依頼手続き

加入依頼手続きを行うにあたって、「VI掛金に関する事項」に掲載の決算書類をお手元にご用意ください。

(1) 会員登録後にメールで発行される法人IDおよび会員登録時に設定をしたパスワードでログインを行ってください。

(2) 「加入手続」にお進みのうえ、決算上の売上高等をご入力ください。

※売上高のご入力内容に誤りがありますと、正しく掛金の算出が行われず、事故の際に保険金がお支払いできないことがありますのでご注意ください。

(3) 掛金の振込みに必要な振込先口座情報を画面上（メールでも送信されます。）でご案内いたします。

※掛金の払込みは銀行振込みのみでの対応となります。

※振込先口座は法人により異なります。

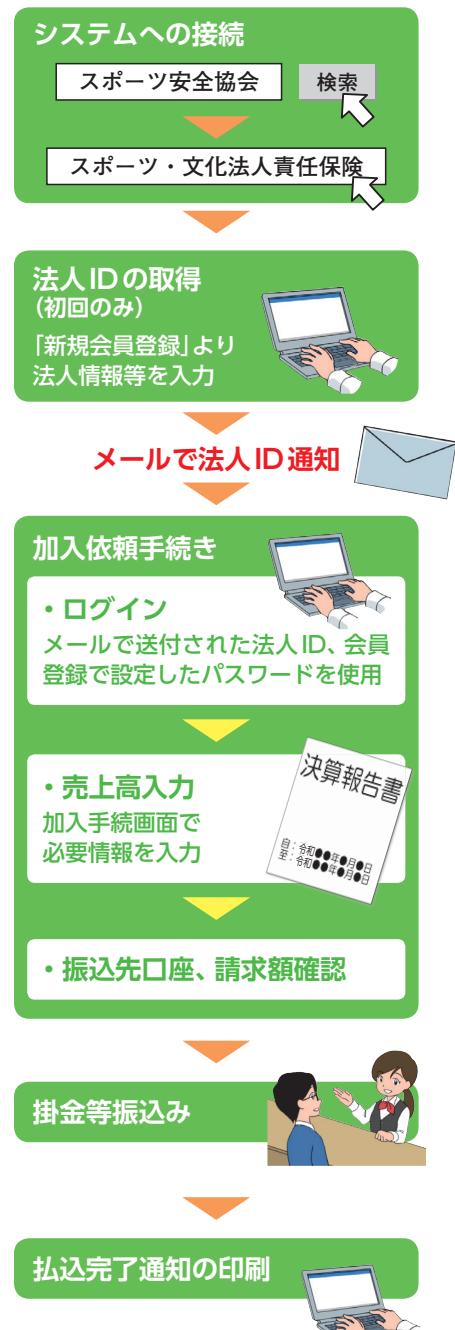
(4) 振込期限内に「掛金」および「システム利用料」の合算額をお振込みください。  
「スポーツ・文化法人責任保険加入依頼システム」のご利用にあたり、**加入依頼の際にシステム利用料44円（税込）が必要となります。**掛金とシステム利用料の合算額を指定の口座にお振込みください。

※金融機関所定の振込手数料は別途ご負担ください。

※当システム画面上でのシステム利用料のご案内は税込み表示となります。

(5) 「加入手続履歴」画面にて「払込完了通知書」を印刷し、大切に保管してください。

※各法人に対して保険証券は発行されません。



# 各種お問合せ先

## VIII 事故<sup>③</sup>が発生したときには

### 1. 事故時の対応

速やかに電話で東京海上日動のスポーツ安全保険コーナーへ次の事項をご連絡ください。



#### ■ご加入情報

- ①法人名
- ②法人代表者氏名
- ③担当者の氏名、電話番号
- ④加入依頼番号
- ⑤加入手続日

#### ■事故の情報

- ①事故の日時、場所、原因、状況

##### 【対物事故の場合】

- ①損壊物の物品名
- ②所有者の氏名、住所、電話番号
- ③損壊の程度

##### 【対人事故の場合】

- ①負傷者の氏名、年齢、住所、電話番号
- ②身体の障害の程度

#### 事故発生時にご注意いただきたいこと

- ①対物事故については、事故の状況が把握できるよう現場写真や修理見積書をとっておいてください。
- ②損害賠償金は、被害者、他の者（例えば指導者）の責任割合を勘案して決定されます。  
賠償事故は、加害者の一方的な過失によるものだけでなく、被害者自身にも過失のあるものや不可抗力によるものが多いため、示談等については、事前に東京海上日動と十分ご相談ください。東京海上日動の承認を得ないで示談をされた場合には、示談金の全部または一部について保険金として支払われない場合があります。
- ③この保険には、保険会社が被害者の方との示談交渉を行う「示談代行サービス」はありません。  
そのため、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、東京海上日動からの助言に基づき、被保険者<sup>①</sup>自らが被害者の方との示談交渉を進めていただくことになります。

### 2. 事故時のご連絡先（事故通知・保険金請求先）

加入に関するお問合せは下部の「加入のお問合せ先」をご覧ください。

都道府県	事故時の連絡先 平日9:00～17:00	都道府県	事故時の連絡先 平日9:00～17:00
北海道	東京海上日動 北海道スポーツ安全保険コーナー <b>00120-789-027</b> 011-271-7432／FAX011-271-1328 〒060-8531 札幌市中央区大通西3-7	岐阜 愛知 三重	東京海上日動 東海スポーツ安全保険コーナー <b>00120-789-057</b> 052-201-9654／FAX052-201-9649 〒460-8541 名古屋市中区丸の内2-20-19
青森 岩手 宮城 秋田 山形 福島	東京海上日動 東北スポーツ安全保険コーナー <b>00120-789-037</b> 022-225-6326／FAX022-225-7157 〒980-8460 仙台市青葉区中央2-8-16	富山 石川 福井 滋賀 京都 大阪 兵庫 奈良 和歌山	東京海上日動 近畿スポーツ安全保険コーナー <b>00120-789-067</b> 06-6203-0677／FAX06-6203-0646 〒541-8555 大阪市中央区高麗橋3-5-12
茨城 栃木 群馬 埼玉 千葉 東京 神奈川 新潟 長野 山梨	東京海上日動 関東スポーツ安全保険コーナー <b>00120-789-047</b> 03-6632-0479／FAX03-6402-3561 〒105-8551 東京都港区西新橋3-9-4	鳥取 島根 岡山 広島 山口 徳島 香川 愛媛 高知	東京海上日動 中・四国スポーツ安全保険コーナー <b>00120-789-085</b> 082-511-9483／FAX082-511-9273 〒730-8730 広島市中区八丁堀3-33
静岡	東京海上日動 静岡スポーツ安全保険コーナー <b>00120-789-059</b> 054-254-4235／FAX054-254-4237 〒420-8585 静岡市葵区紺屋町17-1	福岡 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島 沖縄	東京海上日動 九州スポーツ安全保険コーナー <b>00120-789-095</b> 092-281-8375／FAX092-281-8199 〒812-8705 福岡市博多区綱場町3-3

※スポーツ安全保険コーナーは、東京海上日動火災保険株式会社の各損害サービス部内にあります。

この保険の詳細は、スポーツ安全協会ホームページに掲載の保険約款および特約書によりますが、ご不明な点がありましたら、(公財)スポーツ安全協会または東京海上日動火災保険(株)までおたずねください。

ご加入にあたっては、このあらましと併せて、「スポーツ・文化法人責任保険加入依頼システム」に掲載の「重要事項説明」をご覧ください。

#### 〈共同引受保険会社(令和3年4月予定)〉

あいおいニッセイ同和 共栄火災 損保ジャパン 大同火災  
東京海上日動 日新火災 三井住友海上 AIG損保

#### 〈引受幹事保険会社〉

東京海上日動火災保険株式会社

担当課：公務第2部文教公務室

〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4 ラ・メール三番町10階  
電話：03-3515-4346

### 加入のお問合せ先（加入手続きの方法など）

 公益社団法人 スポーツ安全協会

〒105-0003 東京都港区西新橋1-6-11 西新橋光和ビル8階

電話：**03-5510-3268**